

令和 8 年



第 1 回 定 例 会 議 案

北 海 道 恵 庭 市



## 報告第1号

### 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月19日提出

恵庭市長 原 田 裕

### 記

#### 1 案件名

令和7年9月6日午前10時30分頃に発生した、恵庭市南島松823-3花の拠点はなふる駐車場内において、公用自動車が駐停車していた自動車に接触し、当該自動車の左前部を損傷させた事故に係る和解及び損害賠償額の決定

#### 2 和解の相手方

(住所) [REDACTED]

(氏名) [REDACTED]

[REDACTED]

#### 3 和解の要旨

自動車の左前部を損傷させた事故について、市は、公用自動車の運転に瑕疵があったことを認め、その損害を賠償する。

#### 4 損害賠償の額

修理費 119,262円

#### 5 専決処分年月日

令和7年11月7日



議案第 1 号

恵庭市職員の旅費に関する条例の一部改正について

恵庭市職員の旅費に関する条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和 8 年 2 月 1 9 日 提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

恵庭市職員の旅費に関する条例（昭和 3 1 年条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第 1 条～第 5 条（略）  （旅費の種類） 第 6 条（略） 2～6（略） 7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ 1 夜当たりの定額_____により支給する。 8 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、 <u>路程に応じ 1 キロメートル当たりの定額により_____支給する。</u> 9・10（略）  第 7 条～第 16 条（略）  （車賃） 第 17 条 車賃の額は、 <u>別表第 1</u> の定額による。	第 1 条～第 5 条（略）  （旅費の種類） 第 6 条（略） 2～6（略） 7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ 1 夜当たりの定額又は <u>実費額</u> により支給する。 8 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、 <u>移転の実態を勘案し、第 19 条の 2 に規定する方法により算定した額</u> を支給する。 9・10（略）  第 7 条～第 16 条（略）  （車賃） 第 17 条 車賃の額は、 <u>別表_____</u> の定額による。

現行	改正案
<p>ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(日当)</p> <p>第 18 条 日当の額は、別表第 1 の定額による。</p> <p>(宿泊料)</p> <p>第 19 条 宿泊料の額は、宿泊地の区分に応じ別表第 1 の定額_____による。</p> <p>2 (略)</p> <p>(移転料)</p> <p>第 19 条の 2 移転料の額は、次に掲げる額による。</p> <p>(1) 赴任の際、扶養親族を移転する場合には、<u>移転の路程に応じた別表第 2 による定額</u></p> <p>(2) 赴任の際、扶養親族を移転しない場合には、<u>前号に規定する額の 2 分の 1 に相当する額</u></p> <p>(3) 赴任の際、扶養親族を移転しないが、赴任を命ぜられた日の翌日から 1 年以内に移転する場合には、<u>前号に規定する額に相当する額</u></p> <p>2 前項第 3 号の場合において、<u>扶養親族を移転した際における移転料の定額が、職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。</u></p>	<p>ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(日当)</p> <p>第 18 条 日当の額は、別表_____の定額による。</p> <p>(宿泊料)</p> <p>第 19 条 宿泊料の額は、宿泊地の区分に応じ別表_____の定額又は実費額による。</p> <p>2 (略)</p> <p>(移転料)</p> <p>第 19 条の 2 移転料の額は、次に掲げる方法により算定する。ただし、外国旅行においては、<u>市長が別に定める容積又は重量の範囲内において算定する。</u></p> <p>(1) <u>運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するとき限り、当該運送に要する額を移転料の額とする方法</u></p> <p>(2) <u>旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を移転料の額とする方法</u></p> <p>(3) <u>旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)第 80 条第 1 項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を移転料の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして第 1 号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。</u></p> <p>2 前項の算定に当たっては、<u>条例により他の種目として支給を受ける費用その他市費による</u></p>

現行	改正案
<p>(着後手当)</p> <p>第 19 条の 3 着後手当の額は、別表第 1 の区分により、日当定額の 5 日分及び宿泊料定額の 5 夜分に相当する額による。</p> <p>(扶養親族移転料)</p> <p>第 19 条の 4 扶養親族移転料の額は、次に掲げる額による。</p> <p>(1) 赴任の際、扶養親族を随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族 1 人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に掲げる額の合計額</p> <p>ア 12 歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の金額並びに宿泊料及び着後手当の 3 分の 2 に相当する額</p> <p>イ 6 歳以上 12 歳未満の者については、アに規定する額の 2 分の 1 に相当する額</p> <p>ウ 6 歳未満の者については、その移転の際における職員相当の宿泊料及び着後手当の 3 分の 1 に相当する額。ただし、6 歳未満の者を 3 人以上随伴するときは、2 人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の 2 分の 1 に相当する額を加算する。</p> <p>(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第 19 条の 2 第 1 項第 1 号又は第 3 号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地か</p>	<p>支給が適当でない費用として市長が定めるものを除くものとする。</p> <p>3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前 2 項の規定により算定した移転料の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。</p> <p>(着後手当)</p> <p>第 19 条の 3 着後手当の額は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5 日分を限度として、現に宿泊した日数に係る日当及び 5 夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊料の合計額に相当する額による。</p> <p>(扶養親族移転料)</p> <p>第 19 条の 4 扶養親族移転料の額は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 赴任の際、家族(赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。)を職員の新居住地に移転する場合には、家族 1 人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の金額並びに宿泊料及び着後手当の額の合計額に相当する額</p> <p>(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から 1 年以内に家族を職員の居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額</p> <p>2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第 2 号に規定する期間を延長することができる。</p>

現行	改正案																		
<p><u>ら新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額(赴任の後、扶養親族を移転するまでの間にさらに赴任があった場合には、それぞれの赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額)を超えてはならない。</u></p> <p>2 <u>前項第1号の規定により車賃、宿泊料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p>3 <u>職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子をその赴任後に移転する場合においては、扶養親族移転料の計算については、その子が赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前2項の規定を適用する。</u></p>																			
<p>第20条～第24条 (略)</p>	<p>第20条～第24条 (略)</p>																		
<p>別表第1(第17条、第18条、第19条、第19条の3関係) (略)</p>	<p>別表 (第17条、第18条、第19条 _____ 関係) (略)</p>																		
<p>別表第2(第19条の2関係)</p> <table border="1" data-bbox="194 1310 762 1964"> <thead> <tr> <th>路程</th> <th>鉄道 50キロメートル未満</th> <th>鉄道 50キロメートル以上100キロメートル未満</th> <th>鉄道 100キロメートル以上300キロメートル未満</th> <th>鉄道 300キロメートル以上500キロメートル未満</th> <th>鉄道 500キロメートル以上1,000キロメートル未満</th> <th>鉄道 1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満</th> <th>鉄道 1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満</th> <th>鉄道 2,000キロメートル以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>移転</td> <td>10万7,000</td> <td>12万3,000</td> <td>15万2,000</td> <td>18万7,000</td> <td>24万8,000</td> <td>26万1,000</td> <td>27万9,000</td> <td>32万4,000</td> </tr> </tbody> </table>	路程	鉄道 50キロメートル未満	鉄道 50キロメートル以上100キロメートル未満	鉄道 100キロメートル以上300キロメートル未満	鉄道 300キロメートル以上500キロメートル未満	鉄道 500キロメートル以上1,000キロメートル未満	鉄道 1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満	鉄道 1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満	鉄道 2,000キロメートル以上	移転	10万7,000	12万3,000	15万2,000	18万7,000	24万8,000	26万1,000	27万9,000	32万4,000	
路程	鉄道 50キロメートル未満	鉄道 50キロメートル以上100キロメートル未満	鉄道 100キロメートル以上300キロメートル未満	鉄道 300キロメートル以上500キロメートル未満	鉄道 500キロメートル以上1,000キロメートル未満	鉄道 1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満	鉄道 1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満	鉄道 2,000キロメートル以上											
移転	10万7,000	12万3,000	15万2,000	18万7,000	24万8,000	26万1,000	27万9,000	32万4,000											

現行									改正案
料	0円	円							
備考 路程の計算については、水路及び陸路 4 分の 1 キロメートルをもって鉄道 1 キロメートルとみなす。									
<hr/>									

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の恵庭市職員の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。



議案第 2 号

恵庭市森林又はその周辺の火入れに関する条例の一部改正について

恵庭市森林又はその周辺の火入れに関する条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和 8 年 2 月 1 9 日 提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市森林又はその周辺の火入れに関する条例の一部を改正する条例

恵庭市森林又はその周辺の火入れに関する条例（平成 8 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第 1 条～第 13 条（略）  （火入れの中止） 第 14 条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、 <u>強風注意報、異常乾燥注意報</u> 又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。 2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、又は <u>強風注意報、異常乾燥注意報</u> _____ 若しくは火災警報が発令されたときは、速やかに消火しなければならない。  第 15 条～第 17 条（略）	第 1 条～第 13 条（略）  （火入れの中止） 第 14 条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、 <u>強風注意報、乾燥注意報</u> _____ 又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。 2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、又は <u>強風注意報、乾燥注意報、林野火災に関する注意報</u> 若しくは火災警報が発令されたときは、速やかに消火しなければならない。  第 15 条～第 17 条（略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 3 号

恵庭市花の拠点設置条例の一部改正について

恵庭市花の拠点設置条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和 8 年 2 月 1 9 日 提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市花の拠点設置条例の一部を改正する条例

恵庭市花の拠点設置条例（令和 2 年条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第 1 条～第 3 条（略）  （施設等） 第 4 条 花の拠点に、都市公園法第 2 条第 2 項の公園施設として、次の各号に掲げる便益施設を置く。 （1）～（9）（略） 2 <u>花の拠点に都市公園法第 5 条第 1 項に定めるところにより、市長以外の者が同法第 2 条第 2 項の公園施設を設置する場合にあっては、都市公園条例の規定を準用する。</u> 3 <u>前 2 項の規定により設置される公園施設以外の部分をガーデンエリアと総称する。</u>  4 （略） 5 都市公園条例に定めるもののほか、花の拠	第 1 条～第 3 条（略）  （施設等） 第 4 条 花の拠点に、都市公園法第 2 条第 2 項の公園施設として、次の各号に掲げる便益施設を置く。 （1）～（9）（略）  2 <u>前項の規定により設置される公園施設及び都市公園法第 5 条第 1 項の規定により設置される公園施設以外の部分をガーデンエリアと総称する。</u>  3 （略）

現行	改正案
<p>点の公園施設のうち、RV パーク、センターハウス(RV パーク利用者用の休憩等に供する部分及び子ども用の遊戯に供する部分を利用する場合に限る。)、電気自動車等用急速充電設備、集会施設及びガーデンエリアの使用料については、別表第 1 に掲げるとおりとする。</p> <p>6 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、前 2 項の使用料の全部又は一部を免除することができる。</p>	<p>(使用料)</p> <p>第 4 条の 2 <u>花の拠点の公園施設のうち、RV パーク、センターハウス、電気自動車等用急速充電設備、集会施設及びガーデンエリアの使用料については、別表第 1 に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第 4 条の 3 <u>市長は、別表第 1 に掲げる施設の使用料について、次の各号のいずれかに該当するときは、減額し、又は免除することができる。ただし、第 3 号及び第 4 号の規定は、センターハウス(子ども用の遊戯に供する部分)の使用料については、適用しない。</u></p> <p>(1) <u>恵庭市又は恵庭市教育委員会が主催し、又は共催する事業に使用するとき。</u></p> <p>(2) <u>指定管理者が主催し、又は共催する事業に使用するとき。</u></p> <p>(3) <u>市内の学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条第 1 項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 6 項に規定する認定こども園が教育及び保育活動等のために使用するとき。</u></p> <p>(4) <u>市内の社会教育関係団体、学校教育関係</u></p>

現行	改正案
<p>第5条・第6条（略）</p> <p>（使用の申込）</p> <p>第7条 第4条第1項各号に掲げる公園施設及びガーデンエリアの使用に当たっては、都市公園条例の規定を準用する。</p> <p>第8条（略）</p> <p>（指定管理者）</p> <p>第9条 都市公園条例第25条の規定により花の拠点の管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、指定管理者は、都市公園条例で定める業務のほか、次の各号に掲げる業務を行うものとする。ただし、都市公園法第5条第1項の許可を受けた者が設置又は管理をする部分を除く。</p> <p>(1)～(4)（略）</p>	<p>団体、社会福祉関係団体、労働団体、産業経済団体、ボランティア団体又は町内会等の公益的団体が営利を目的としない活動に使用するとき。</p> <p>(5) 災害時等緊急避難場所として使用するとき。</p> <p>(6) その他市長が必要と認めたとき。</p> <p>2 前項の規定による減免の基準、割合及び手続については、規則で定める。</p> <p>第5条・第6条（略）</p> <p>（使用の申込）</p> <p>第7条 別表第1に掲げる施設を使用しようとする者（センターハウスのホール又は廊下については、専用して使用しようとする者に限る。）は、あらかじめ市長に申し込み、その許可を受けなければならない。</p> <p>2 都市公園条例第3条第1項各号に掲げる行為を別表第1に掲げる施設において行う場合であつて、前項の許可を受けたときは、同条第1項の許可を受けることを要しない。</p> <p>3 市長は、第1項の申し込みに対し、施設の管理のため必要な範囲内で条件を付して許可し、又は特に必要があると認めるときは、許可しないことができる。</p> <p>第8条（略）</p> <p>（指定管理者）</p> <p>第9条 都市公園条例第25条の規定により花の拠点の管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、指定管理者は、都市公園条例で定める業務のほか、次の各号に掲げる業務を行うものとする。ただし、都市公園法第5条第1項の許可を受けた者が設置又は管理をする部分を除く。</p> <p>(1)～(4)（略）</p>

現行	改正案																								
<p>2 指定管理者に花の拠点の管理を行わせる場合においては、<u>第6条及び前条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(利用料金)</p> <p>第10条 前条の規定により指定管理者に花の拠点の管理を行わせる場合においては、<u>第4条第1項各号に掲げる公園施設及びガーデンエリアの利用並びに行為の許可に係る料金</u>(以下「利用料金」という。)を指定管理者の収入として収受させることができる。</p> <p>2 利用料金の額は、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。この場合において、指定管理者が定める利用料金の額は<u>別表第1に定める_____額を上限とするほか、利用料金に関する事項は、都市公園条例の規定を準用する。</u></p>	<p>2 指定管理者に花の拠点の管理を行わせる場合においては、<u>前3条_____の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(利用料金)</p> <p>第10条 前条の規定により指定管理者に花の拠点の管理を行わせる場合は、<u>別表第1に掲げる施設_____の利用_____に係る料金</u>(以下「利用料金」という。)を指定管理者の収入として収受させることができる。</p> <p>2 利用料金の額は、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。この場合において、指定管理者が定める利用料金の額は、<u>別表第1に定める使用料の額を上限とする_____。</u></p> <p>(利用料金の減免)</p> <p><u>第10条の2 指定管理者は、市長の承認を得て、利用料金を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定による減免の基準、割合及び手続については、第4条の3第1項及び第2項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。</u></p>																								
<p>第11条 (略)</p>	<p>第11条 (略)</p>																								
<p>別表第1(第4条関係_____)</p> <table border="1" data-bbox="199 1780 774 1982"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th colspan="3">単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">RVパーク</td> <td rowspan="2">駐 車 場</td> <td rowspan="2">1 区 画</td> <td>宿泊</td> <td><u>2,500円</u></td> </tr> <tr> <td>日帰り</td> <td><u>1,250円</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	単位			使用料	RVパーク	駐 車 場	1 区 画	宿泊	<u>2,500円</u>	日帰り	<u>1,250円</u>	<p>別表第1(第4条の2関係)</p> <table border="1" data-bbox="805 1780 1380 1982"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th colspan="3">単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">RVパーク</td> <td rowspan="2">駐 車 場</td> <td rowspan="2">1 区 画</td> <td>宿泊</td> <td><u>3,000円</u></td> </tr> <tr> <td>日帰り</td> <td><u>1,500円</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	単位			使用料	RVパーク	駐 車 場	1 区 画	宿泊	<u>3,000円</u>	日帰り	<u>1,500円</u>
名称	単位			使用料																					
RVパーク	駐 車 場	1 区 画	宿泊	<u>2,500円</u>																					
			日帰り	<u>1,250円</u>																					
名称	単位			使用料																					
RVパーク	駐 車 場	1 区 画	宿泊	<u>3,000円</u>																					
			日帰り	<u>1,500円</u>																					

現行					改正案					
センターハウス（子ども用の遊戯に供する部分）	小人（小学生以下）	1名 1時間	(略)		小人（小学生以下）	1名 1時間	(略)		大人（1名終日）	
			市内在住者以外で構成される団体	<u>200円</u>			市内在住者以外で構成される団体	<u>250円</u>		
			上記以外	<u>250円</u>			上記以外	<u>250円</u>		
	大人	1名終日	(略)		市内在住者以外で構成される団体	<u>200円</u>	市内在住者以外で構成される団体	<u>250円</u>	上記以外	<u>300円</u>
	市内在住者以外で構成される団体		<u>200円</u>	市内在住者以外で構成される団体	<u>250円</u>					
	上記以外		<u>250円</u>	上記以外	<u>250円</u>					
センターハウス（会議室1）	1室	1時間	市内在住者及び市内在住者で構成される団体	<u>1,000円</u>	市内在住者及び市内在住者で構成される団体	<u>2,000円</u>	市内在住者及び市内在住者で構成される団体以外の者	<u>4,000円</u>		
市内在住者及び市内在住者で構成される団体	<u>2,000円</u>		市内在住者及び市内在住者で構成される団体以外の者	<u>4,000円</u>						
営利目的	<u>4,000円</u>									
センターハウス（会議室2）		1時間	市内在住者及び市内在住者で構成される団体	<u>400円</u>	市内在住者及び市内在住者で構成される団体	<u>800円</u>				
市内在住者及び市内在住者で構成される団体	<u>800円</u>									

現行						改正案					
									以外の者		
									営利目的		1,600 円
						セ ン タ ー ハ ウ ス ( <u>ホ ール ・ 廊 下</u> )	1 平 方 メ ー ト ル	終 日	市 内 在 住 者 及 び 市 内 在 住 者 で 構 成 さ れ る 団 体		60 円
									市 内 在 住 者 及 び 市 内 在 住 者 で 構 成 さ れ る 団 体 以 外 の 者		120 円
									営利目的		240 円
(略)						(略)					
ガー デ ン エ リ ア ( <u>移 動 販 売 車 両 に よ る 使 用 に 限 る</u> )	車 両 1 台	終 日	夏 期	平日	2,500 円	ガー デ ン エ リ ア ( <u>移 動 販 売 車 両 に よ る 使 用 に 限 る</u> )	車 両 1 台	終 日	夏 期	平日	3,000 円
				休日	5,000 円					休日	6,000 円
			冬 期	平日	1,250 円				冬 期	平日	1,500 円
				休日	2,500 円					休日	3,000 円
備考						備考					
1～2 (略)						1～2 (略)					
3 <u>団体とは、有料入場者 10 名以上の集団をいう。</u>						3 (略)					
4 (略)						4 <u>センターハウス(子ども用の遊戯に供する部分)について、団体とは、有料入場者 10 名以上の集団をいう。</u>					
5～8 (略)						5～8 (略)					
						9 <u>センターハウス(ホール・廊下)の使用料は、専用して使用する場合に適用する。専用して使用するとは、一般の利用を制限して使用することをいい、単なる</u>					

現行	改正案
別表第 2(第 5 条関係) (略)	<p style="text-align: center;"><u>休憩、通行等の一般利用は無料とする。</u></p> <p><b>10</b> <u>都市公園条例第 3 条第 1 項各号に掲げる行為を行う場合であっても、この表に定める使用料を適用し、都市公園条例別表第 2 の使用料は適用しない。</u></p> <p><b>11</b> <u>1 時間を単位として定められている場合において、使用時間に 1 時間未満の端数を生じたときは、1 時間とみなす。</u></p> <p>別表第 2(第 5 条関係) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の恵庭市花の拠点設置条例の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る使用料について適用し、同日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 この条例の施行前においても、この条例による改正後の恵庭市花の拠点設置条例の規定による使用の許可の申請その他必要な準備行為をすることができる。



議案第 4 号

恵庭市道路占用料徴収条例の一部改正について

恵庭市道路占用料徴収条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和 8 年 2 月 1 9 日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

恵庭市道路占用料徴収条例（昭和 5 3 年条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

現行				改正案			
第 1 条～第 6 条（略）				第 1 条～第 6 条（略）			
別表(第 2 条関係) 道路占用料金表				別表(第 2 条関係) 道路占用料金表			
占用物件		占用料		占用物件		占用料	
		単位	料金			単位	料金
法 第 32 条 第 1 項 1 号 に 掲	第 1 種電柱	1本こ つ き1年	480 円	第 1 種電柱	1本こ つ き1年	670 円	
	第 2 種電柱		730 円	第 2 種電柱		1,000 円	
	第 3 種電柱		990 円	第 3 種電柱		1,400 円	
	第 1 種電話柱		430 円	第 1 種電話柱		600 円	
	第 2 種電話柱		680 円	第 2 種電話柱		960 円	
	第 3 種電話柱		940 円	第 3 種電話柱		1,300 円	
	その他の柱類		43 円	その他の柱類		60 円	
	共架電線その他上空 に設ける線類	長さ 1 メー	4 円	共架電線その他上空 に設ける線類	長さ 1 メー	6 円	
	地下に設ける電線そ の他の線類	トル に っ	3 円	地下に設ける電線そ の他の線類	トル に っ	4 円	

現行				改正案			
げ る 工 作 物		き1年		げ る 工 作 物		き1年	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>420円</u>		路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>590円</u>
	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>260円</u>		地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>360円</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>850円</u>		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>1,200円</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>360円</u>		郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>500円</u>
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>870円</u>		広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>1,900円</u>
その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>850円</u>	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>1,200円</u>		
法 第 32 条 第 1 項	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>18円</u>	法 第 32 条 第 1 項	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>25円</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>26円</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>36円</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル		<u>38円</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル		<u>54円</u>

現行					改正案							
第 2 号 に 掲 げ る 物 件	未満のもの					第 2 号 に 掲 げ る 物 件	未満のもの					
	外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの						<u>51 円</u>	外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの			<u>72 円</u>	
	外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のもの						<u>77 円</u>	外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のもの			<u>110 円</u>	
	外径が 0.3 メートル以上 0.4 メートル未満のもの						<u>100 円</u>	外径が 0.3 メートル以上 0.4 メートル未満のもの			<u>140 円</u>	
	外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のもの						<u>180 円</u>	外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のもの			<u>250 円</u>	
	外径が 0.7 メートル以上 1 メートル未満のもの						<u>260 円</u>	外径が 0.7 メートル以上 1 メートル未満のもの			<u>360 円</u>	
	外径が 1 メートル以上のもの						<u>510 円</u>	外径が 1 メートル以上のもの			<u>720 円</u>	
法 第 32 条 第 1 項 第 3 号 に 掲 げ る 施 設	自 動 運 行 補 助 施 設	法第 2 条第 2 項第 5 号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地 下 に 設 け る も の の 他 の も の	長 さ 1 メ ー ト ル に つ き 1 年		法 第 32 条 第 1 項 第 3 号 に 掲 げ る 施 設	法第 2 条第 2 項第 5 号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地 下 に 設 け る も の の 他 の も の	長 さ 1 メ ー ト ル に つ き 1 年			
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類					1 本につき 1 年				<u>3 円</u>	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類
										<u>9 円</u>		
										<u>12 円</u>		
										<u>680 円</u>		
										<u>960 円</u>		

現行				改正案					
	その他のもの	上空に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>430円</u>		その他のもの	上空に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>600円</u>
		地下に設けるもの		<u>260円</u>			地下に設けるもの		<u>360円</u>
	その他のもの			<u>850円</u>		その他のもの			<u>1,200円</u>
	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占有面積1平方メートルにつき1年	<u>850円</u>		法第32条第1項第4号_____に掲げる施設		占有面積1平方メートルにつき1年	<u>1,200円</u>
法第32条第1項第6号に掲げ	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1日	<u>9円</u>	法第32条第1項第6号に掲げ	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1日	<u>19円</u>
	その他のもの		占有面積1平方メートルにつき	<u>87円</u>		その他のもの		占有面積1平方メートルにつき	<u>190円</u>

現行					改正案					
る 施 設			き1月		る 施 設			き1月		
政 令 第 7 条 第 1 号 に 掲 げ る 物 件	看板(アー チであるも のを除く。)	一 時 的 に 設 け る も の	表 示 面 積 1 平 方 メ ー ト ル に つ き 1 月	<u>87 円</u>	看板(アー チであるも のを除く。)	一 時 的 に 設 け る も の	表 示 面 積 1 平 方 メ ー ト ル に つ き 1 月	<u>190 円</u>		
		そ の 他 の も の	表 示 面 積 1 平 方 メ ー ト ル に つ き 1 年	<u>870 円</u>		そ の 他 の も の	表 示 面 積 1 平 方 メ ー ト ル に つ き 1 年	<u>1,900 円</u>		
	標識			1 本に つき 1 年	<u>680 円</u>	標識			1 本に つき 1 年	<u>960 円</u>
	旗ざお	祭礼、 縁 日 そ の 他 の 催 し に 際 し、一 時 的 に 設 け る も の		1 本に つき 1 日	<u>9 円</u>	旗ざお	祭礼、 縁 日 そ の 他 の 催 し に 際 し、一 時 的 に 設 け る も の		1 本に つき 1 日	<u>19 円</u>
			そ の 他 の も の	1 本に つき 1 月	<u>87 円</u>			そ の 他 の も の	1 本に つき 1 月	<u>190 円</u>

現行				改正案			
幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	<u>9円</u>	幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	<u>19円</u>
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	<u>87円</u>		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	<u>190円</u>
アーチ	車道を断するもの	1基につき1月	<u>870円</u>	アーチ	車道を断するもの	1基につき1月	<u>1,900円</u>
	その他のもの		<u>430円</u>		その他のもの		<u>950円</u>
政令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1平方メートルにつき1年	<u>850円</u>	政令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1平方メートルにつき1年	<u>1,200円</u>
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方	<u>87円</u>	政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方	<u>190円</u>

現行			改正案				
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		メートルにつき1月	<u>85円</u>	政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		メートルにつき1月	<u>120円</u>
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占有面積1メートルにつき1年	近傍類似の土地の時に <u>0.019</u> を乗じて得た額	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占有面積1メートルにつき1年	近傍類似の土地の時に <u>0.017</u> を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		近傍類似の土地の時に <u>0.022</u> を乗じて得た額			上空に設けるもの	近傍類似の土地の時に <u>0.024</u> を乗じて得た額
	その他のもの		近傍類似の土地の時に <u>0.031</u> を乗じて得た額			その他のもの	近傍類似の土地の時に <u>0.034</u> を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具			近傍類似の土地の時に <u>0.025</u> を乗じて得た額	政令第7条第12号に掲げる器具			近傍類似の土地の時に <u>0.026</u> を乗じて得た額
備考（略）				備考（略）			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の恵庭市道路占用料徴収条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用許可に係る占用料について適用し、施行日前の占用許可に係る占用料については、なお従前の例による。

議案第 5 号

恵庭市都市公園条例の一部改正について

恵庭市都市公園条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和 8 年 2 月 1 9 日 提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市都市公園条例の一部を改正する条例

恵庭市都市公園条例（昭和 4 0 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

現行				改正案			
第 1 条～第 30 条（略）				第 1 条～第 30 条（略）			
別表 1（略）				別表 1（略）			
別表 2(第 5 条関係)				別表 2(第 5 条関係)			
行為		単位	使用料	行為		単位	使用料
物品の 販売、募 金その 他これ らに類 する行 為	屋台、露 店	1 平方メー トル 1 月 につき	<u>430 円</u>	物品の 販売、募 金その 他これ らに類 する行 為	屋台、露 店	1 平方メー トル 1 月 につき	<u>510 円</u>
	祭典、歳 の市等 臨時の もの	1 平方メー トル 1 日 につき	<u>200 円</u>		祭典、歳 の市等 臨時の もの	1 平方メー トル 1 日 につき	<u>230 円</u>
業とし ての写 真の撮 影	常時	1 台 1 月 につき	<u>1,600 円</u>	業とし ての写 真の撮 影	常時	1 台 1 月 につき	<u>1,900 円</u>
	臨時	1 台 1 日 につき	<u>300 円</u>		臨時	1 台 1 日 につき	<u>350 円</u>

現行			改正案		
業としての映画の撮影	1 平方メートル 1 日につき	<u>1,600 円</u>	業としての映画の撮影	1 平方メートル 1 日につき	<u>1,800 円</u>
興行	1 平方メートル 1 日につき	<u>100 円</u>	興行	1 平方メートル 1 日につき	<u>110 円</u>
(略)			(略)		

別表 3 (略)

別表 3 (略)

別表 4(第 14 条関係)

別表 4(第 14 条関係)

占用区分			単位	占用料	占用区分			単位	占用料	
法第 7 条第 1 項第 1 号に掲げる施設	電柱	第 1 種電柱	1 本につき 1 年	<u>480 円</u>	電柱	第 1 種電柱	1 本につき 1 年	<u>670 円</u>		
		第 2 種電柱		<u>730 円</u>		第 2 種電柱		<u>1,000 円</u>		
		第 3 種電柱		<u>990 円</u>		第 3 種電柱		<u>1,400 円</u>		
	電話柱	第 1 種電話柱		<u>430 円</u>	電話柱	第 1 種電話柱		<u>600 円</u>		
		第 2 種電話柱		<u>680 円</u>		第 2 種電話柱		<u>960 円</u>		
		第 3 種電話柱		<u>940 円</u>		第 3 種電話柱		<u>1,300 円</u>		
	その他柱類			<u>43 円</u>	その他柱類			<u>60 円</u>		
	共架電線その他上空に設ける線類			長さ 1 メートルにつき 1 年	<u>4 円</u>	共架電線その他上空に設ける線類		長さ 1 メートルにつき 1 年	<u>6 円</u>	
	地下に設ける電線その他の線類			長さ 1 メートルにつき 1 年	<u>3 円</u>	地下に設ける電線その他の線類		長さ 1 メートルにつき 1 年	<u>4 円</u>	
	変圧塔その他これに類するもの			1 個につき 1 年	<u>850 円</u>	変圧塔その他これに類するもの		1 個につき 1 年	<u>1,200 円</u>	
鉄塔その他これに類するもの		占用面積	<u>850 円</u>	鉄塔その他これに類するもの		占用面積	<u>1,200 円</u>			

現行				改正案				
	の		1 平方メートルにつき 1年		の		1 平方メートルにつき 1年	
法第7条第1項第2号に掲げる施設	水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの		<u>18円</u>	水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの		<u>25円</u>
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>26円</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>36円</u>
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>38円</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>54円</u>
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>51円</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>72円</u>
		外径が0.2メートル以上0.3メートル		<u>77円</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル		<u>110円</u>

現行				改正案			
		未満のもの				未満のもの	
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	<u>100円</u>			外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	<u>140円</u>
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	<u>180円</u>			外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	<u>250円</u>
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	<u>260円</u>			外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	<u>360円</u>
		外径が1メートル以上のもの	<u>510円</u>			外径が1メートル以上のもの	<u>720円</u>
法第7条第1項第3号に掲げる施設	通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>850円</u>	法第7条第1項第3号に掲げる施設	通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>1,200円</u>
法第7条第1	郵便差出箱及び信書便差出	1個につ	<u>360円</u>	法第7条第1	郵便差出箱及び信書便差出	1個につ	<u>500円</u>

現行				改正案					
項第4号に掲げる施設	箱		き1年		項第4号に掲げる施設	箱		き1年	
	公衆電話所			<u>850円</u>		公衆電話所			<u>1,200円</u>
法第7条第1項第6号に掲げる施設	競技会、集会、展示会、博覧会等のための仮設工作物		占有面積1平方メートルにつき1月	<u>87円</u>	法第7条第1項第6号に掲げる施設	競技会、集会、展示会、博覧会等のための仮設工作物		占有面積1平方メートルにつき1月	<u>190円</u>
都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下「政令」という。)第12条第1項に掲げる施設	自転車駐車場		占有面積1平方メートルにつき1年	<u>870円</u>	都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下「政令」という。)第12条第1項に掲げる施設	自転車駐車場		占有面積1平方メートルにつき1年	<u>1,900円</u>
	看板	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1日	<u>87円</u>		看板	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1日	<u>190円</u>
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1月	<u>870円</u>			その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1月	<u>1,900円</u>
	広告塔		表示	<u>870円</u>		広告塔		表示	<u>1,900円</u>

現行				改正案			
		面積 1 平方メートルにつき 1 年				面積 1 平方メートルにつき 1 年	
政令第12条第2項第1号及び第1の3号に掲げる施設	標識	1 本につき 1 年	<u>680 円</u>	政令第12条第2項第1号及び第1の3号に掲げる施設	標識	1 本につき 1 年	<u>960 円</u>
	環境への負荷の低減に資する発電施設で国土交通省令で定めるもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>850 円</u>		環境への負荷の低減に資する発電施設で国土交通省令で定めるもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>1,200 円</u>
政令第12条第2項第2号に掲げる施設	防火用貯水槽で地下に設けられるもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>850 円</u>	政令第12条第2項第2号に掲げる施設	防火用貯水槽で地下に設けられるもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>1,200 円</u>
政令第12条第2項第3号及び第4号に掲げる施設	橋並びに道路、鉄道及び軌道で高架のもの又は索道及び鋼索鉄道	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>850 円</u>	政令第12条第2項第3号及び第4号に掲げる施設	橋並びに道路、鉄道及び軌道で高架のもの又は索道及び鋼索鉄道	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>1,200 円</u>
政令第12条第	工事用板囲い、足場、詰所その	占用面積	<u>87 円</u>	政令第12条第	工事用板囲い、足場、詰所その	占用面積	<u>190 円</u>

現行				改正案					
2項第7号及び第8号に掲げる施設	他の工事用施設及び土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場	1平方メートルにつき	1月	2項第7号及び第8号に掲げる施設	他の工事用施設及び土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場	1平方メートルにつき	1月		
その他物件、工作物又は施設		市長がその都度定める		その他物件、工作物又は施設		市長がその都度定める			
別表5(第15条、第18条関係)				別表5(第15条、第18条関係)					
施設	有料公園	単位	使用料		施設	有料公園	単位	使用料	
			入場料の類を徴収しない場合	入場料の類を徴収する場合				入場料の類を徴収しない場合	入場料の類を徴収する場合
恵み野中央公園	野外ステッキ	1日につき	<u>1,200円</u>	<u>6,000円</u>	恵み野中央公園	野外ステッキ	1日につき	<u>1,400円</u>	<u>7,000円</u>
	園	半日につき	<u>600円</u>	<u>3,000円</u>		園	半日につき	<u>700円</u>	<u>3,500円</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の恵庭市都市公園条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用の期間に係る使用料又は占用の期間に係る占用料について適用し、施行日前の使用の期間に係る使用料又は占用の期間に係る占用料については、なお従前の例による。



議案第6号

恵庭市手数料徴収条例の一部改正について

恵庭市手数料徴収条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和8年2月19日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市手数料徴収条例の一部を改正する条例

恵庭市手数料徴収条例（平成12年条例第10号）の一部を次のように改正する。

現行				改正案				
第1条～第7条（略）				第1条～第7条（略）				
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)				
種類		金額		備考	種類		金額	
		単 位	額				単 位	額
(略)				(略)				
建 築 関 係	(略)			建 築 関 係	(略)			
	令第137条の12 第6項又は第7項 の規定に基づ く大規模の修繕 又は大規模の模 様替に関する建 築物認定	1	4万1,000円		令第137条の12 第11項又は第12 項の規定に基づ く大規模の修繕 又は大規模の模 様替に関する建 築物認定	1	4万1,000円	
(略)				(略)				
(略)				(略)				

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第7号

恵庭市公営企業の設置等に関する条例の一部改正について

恵庭市公営企業の設置等に関する条例の一部を次のとおり改正することについて議決を  
求める。

令和8年2月19日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

恵庭市公営企業の設置等に関する条例（昭和42年条例第14号）の一部を次のように  
改正する。

現行			改正案		
第1条～第2条（略）			第1条～第2条（略）		
（経営の基本）			（経営の基本）		
第3条（略）			第3条（略）		
2（略）			2（略）		
3 下水道事業の種別並びに排水区域、排水人口及び1日最大処理能力は、次の表のとおりとする。			3 下水道事業の種別並びに排水区域、排水人口及び1日最大処理能力は、次の表のとおりとする。		
	種別			種別	
	公共下水道	個別排水処理		公共下水道	個別排水処理
排水区域	1,887.1ヘクタール		排水区域	1,887.1ヘクタール	
排水人口	6万7,800人	1,676人	排水人口	6万6,800人	1,652人
1日最大処理	4万7,500立方メートル		1日最大処理	4万7,500立方メートル	

現行			改正案		
能力	ル		能力	ル	
第4条・第5条（略）  （議会の同意又は議決を要する賠償責任） 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定に基づき、公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除については、議会の同意を得なければならない。 2（略）  第7条（略）			第4条～第5条（略）  （議会の同意又は議決を要する賠償責任） 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の9第8項の規定に基づき、公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除については、議会の同意を得なければならない。 2（略）  第7条（略）		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第6条第1項の改正は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日（令和8年9月24日）から施行する。

議案第 8 号

恵庭市火災予防条例の一部改正について

恵庭市火災予防条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和 8 年 2 月 1 9 日 提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市火災予防条例の一部を改正する条例

恵庭市火災予防条例（昭和 3 8 年条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第 1 条・第 2 条（略）	第 1 条・第 2 条（略）
第 3 条（略）	第 3 条（略）
2  炉の管理は、次に掲げる基準によらなければならない。 （1） 炉の周囲は、常に整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃性をみだりに放置しないこと。 （2）～（6）（略）	2  炉の管理は、次に掲げる基準によらなければならない。 （1） 炉の周囲は、常に整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと。 （2）～（6）（略）
3・4（略）	3・4（略）
第 3 条の 2～第 7 条（略）	第 3 条の 2～第 7 条（略）  (簡易サウナ設備) 第 8 条 <u>簡易サウナ設備(屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室(サウナ室のうちテントを活用したものをいう。))</u> 又

現行	改正案
<p>(サウナ設備 )</p> <p>第 8 条 _____ サウナ室に設ける放熱設備(以下「サウナ設備」という。)</p> <p>_____ の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) サウナ設備 _____ の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、サウナ設備 _____ の位置、構造及び管理の基準については、第 3</p>	<p>はバレル型サウナ室(サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。)に設ける放熱設備であって、定格出力 6 キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</p> <p>(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第 3 条(第 1 項第 1 号、第 10 号から第 14 号まで、第 17 号から第 18 号の 3 まで、第 2 項第 6 号及び第 3 項並びに第 4 項を除く。)及び第 5 条第 1 項第 1 号の規定を準用する。</p> <p>(一般サウナ設備)</p> <p>第 8 条の 2 一般サウナ設備(簡易サウナ設備以外のサウナ設備(サウナ室に設ける放熱設備をいう。)をいう。以下同じ。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、一般サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第 3</p>

現行	改正案
<p>条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。</p> <p>第9条～第30条の7 (略)</p> <p>(住宅における火災の予防の推進)</p> <p>第30条の8 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。</p> <p>(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器_____その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第30条の9～第40条の2 (略)</p> <p>(<u>防火管理業務受託者による防火管理教育担当者の選任等</u>)</p> <p>第40条の3 <u>法第8条に規定する防火管理上必要な業務(法第17条の3の3に規定する消防用設備等及び特殊消防用設備等についての点検を除く。以下「防火管理業務」という。)の一部を令第1条の2第3項に掲げる防火対象物の関係者から委託を受けて事業を行う者(以下「防火管理業務受託者」という。)</u>は、防火管理業務に関する教育の担当者(以下「防火管理教育担当者」という。)を定めて、その者に防火管理業務に従事する者に対し組織的、計画的な防火管理業務に関する教育を行わせなければならない。</p> <p>2 <u>防火管理業務受託者は、防火管理業務を担当する営業所ごとに、消防長が指定する資格を有する者のうちから、防火管理教育担当者を定めなければならない。</u></p> <p>3 <u>防火管理業務受託者は、前項の規定により防火管理教育担当者を定めたときは、遅滞なくそ</u></p>	<p>条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。</p> <p>第9条～第30条の7 (略)</p> <p>(住宅における火災の予防の推進)</p> <p>第30条の8 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。</p> <p>(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、<u>感震ブレーカー</u>その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第30条の9～第40条の2 (略)</p>

現行	改正案
<p><u>の旨を消防長に届け出なければならない。これを解任したときも同様とする。</u></p> <p>(防災管理業務受託者による防災管理教育担当者の選任等)</p> <p>第 40 条の 4 <u>法第 36 条第 1 項において読み替えて準用する法第 8 条の規定に基づく同条の防災管理上必要な業務(以下「防災管理業務」という。)</u>の一部を令第 46 条に掲げる防火対象物の関係者から委託を受けて事業を行う者(以下「防災管理業務受託者」という。)<u>は、防災管理業務に関する教育の担当者(以下「防災管理教育担当者」という。)</u>を定めて、その者に防災管理業務に従事する者に対し組織的、計画的な防災管理業務に関する教育を行わせなければならない。</p> <p>2 <u>防災管理業務受託者は、防災管理業務を担当する営業所ごとに、消防長が指定する資格を有する者のうちから、防災管理教育担当者を定めなければならない。</u></p> <p>3 <u>防災管理業務受託者は、前項の規定により防災管理教育担当者を定めたときは、遅滞なくその旨を消防長に届け出なければならない。これを解任したときも同様とする。</u></p> <p>第 41 条～第 49 条 (略)</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第 50 条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者(位置又は構造を変更しようとする者を含む。)<u>は、あらかじめその旨を消防長に届出なければならない。</u></p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>サウナ設備</u>(個人の住居に設けるもの</p>	<p>改正案</p> <p>第 41 条～第 49 条 (略)</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第 50 条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者(位置又は構造を変更しようとする者を含む。)<u>は、あらかじめその旨を消防長に届出なければならない。</u></p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(6)の 2 簡易サウナ設備(個人が設けるものを除く。)</u></p> <p>(7) <u>一般サウナ設備</u>(個人の住居に設けるもの</p>

現行	改正案
を除く。) (7)の 2～(15) (略)  第 51 条～第 56 条 (略)	を除く。) (7)の 2～(15) (略)  第 51 条～第 56 条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和 8 年 3 月 3 1 日から施行する。



議案第9号

島松水泳プール建替工事の内建築工事の請負契約の変更について

令和7年9月11日に議決された島松水泳プール建替工事の内建築工事の請負契約を次のとおり変更することについて議決を求める。

令和8年2月19日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

変更前の契約金額	変更後の契約金額
250,800,000円	254,936,000円



議案第10号

柏陽地区複合施設整備・管理運営事業の設計施工一括契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第10号）第2条の規定により、柏陽地区複合施設整備・管理運営事業の設計施工一括契約を次のとおり締結することについて議決を求める。

令和8年2月19日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

- 1 事業名 柏陽地区複合施設整備・管理運営事業
- 2 契約金額 1,705,000,000円
- 3 契約の相手方 代表企業 札幌市東区北42条東17丁目6番12号  
大和リース株式会社北海道支店  
支店長 稲垣仁志  
構成企業 札幌市厚別区厚別中央1条5丁目4番1号  
株式会社ドーコン  
代表取締役社長 今日出人  
構成企業 恵庭市相生町4丁目6番30号  
株式会社玉川組  
代表取締役社長 玉川裕一

構成企業 恵庭市泉町26番地

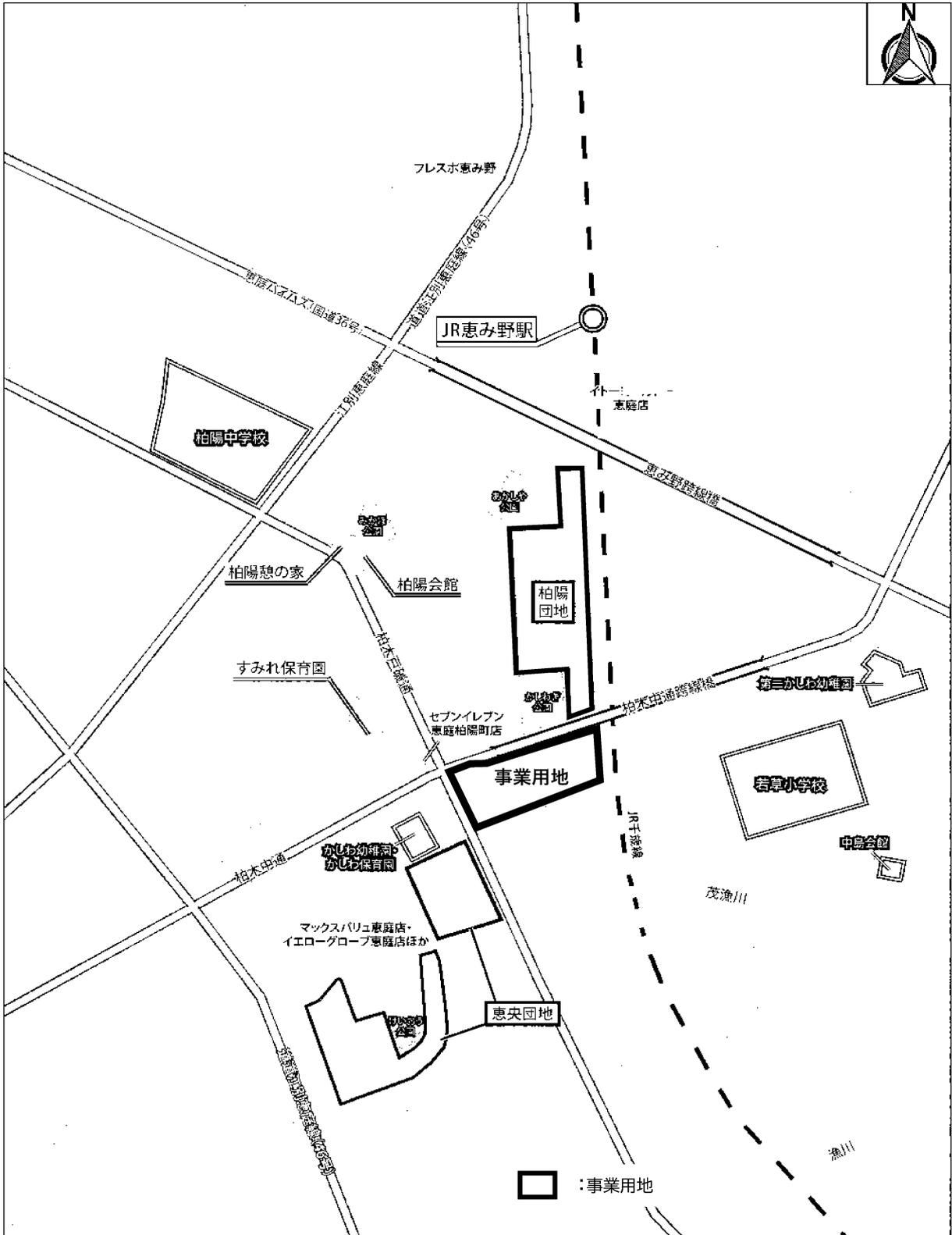
恵庭建設株式会社

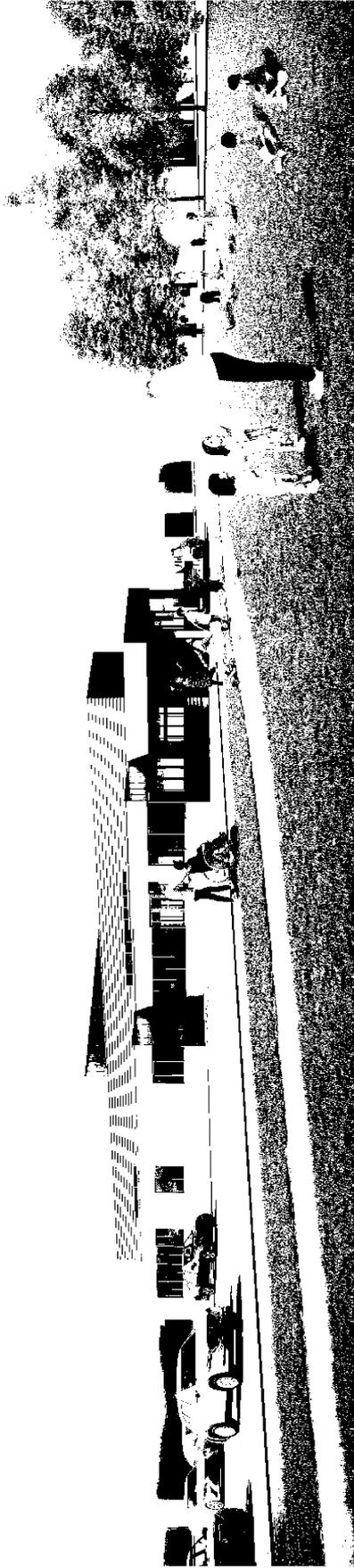
代表取締役社長 本 荘 武 則

4 契約の方法 公募型プロポーザル方式による随意契約

柏陽地区複合施設整備・管理運営事業  
事業用地付近見取図

住所：恵庭市柏陽町4丁目14、15、16番地の内





【整備イメージ】

議案第11号

令和7年度恵庭市一般会計補正予算（第9号）

令和7年度恵庭市一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,149,987千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42,832,072千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第二表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第三表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第四表 地方債補正」による。

令和8年2月19日提出

恵庭市長 原 田 裕

第一表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 分担金及び負担金		117,372	1,136	118,508
	1. 負担金	117,372	1,136	118,508
16. 国庫支出金		8,156,411	280,812	8,437,223
	1. 国庫負担金	4,956,620	100,605	5,057,225
	2. 国庫補助金	3,175,915	180,207	3,356,122
17. 道支		3,071,050	112,015	3,183,065
	1. 道負担金	1,885,842	47,994	1,933,836
	2. 道補助金	979,468	12,539	992,007
	3. 委託託金	205,740	51,482	257,222
19. 寄附金		1,409,583	616,113	2,025,696
	1. 寄附金	1,409,583	616,113	2,025,696
20. 繰入金		3,678,529	30,511	3,709,040
	1. 繰入金	3,678,529	30,511	3,709,040
23. 市債		3,284,300	109,400	3,393,700
	1. 市債	3,284,300	109,400	3,393,700
歳入	合計	41,682,085	1,149,987	42,832,072

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		8,126,848	540,881	8,667,729
	1. 総務管理費	7,827,764	540,881	8,368,645
		13,756,725	289,995	14,046,720
3. 民生費		6,772,905	100,512	6,873,417
	1. 社会福祉社費	5,329,885	188,927	5,518,812
	2. 児童福祉社費	1,653,935	556	1,654,491
	3. 生活保護費	2,728,173	7,604	2,735,777
4. 衛生費		468,696	7,604	476,300
	2. 保健体育費	707,531	35,215	742,746
6. 農林水産業費		707,531	35,215	742,746
	1. 農林費	895,919	4,277	900,196
7. 商工費		895,919	4,277	900,196
	1. 商工費	4,313,850	246,320	4,560,170
8. 土木費		1,657,527	246,184	1,903,711
	2. 道路橋梁費			

10. 教	育	費	4. 都	市	計	画	費	1, 580, 232	136	1, 580, 368
					總	務	費	3, 366, 985	8, 754	3, 375, 739
			1. 教	育	校	校	費	568, 707	3, 585	572, 292
			2. 小	学	校	校	費	740, 188	268	740, 456
			3. 中	学	校	校	費	492, 992	130	493, 122
			4. 社	会	教	育	費	1, 565, 098	4, 771	1, 569, 869
14. 予	備	費						100, 000	16, 941	116, 941
			1. 予		備		費	100, 000	16, 941	116, 941
	歳	出	合	計				41, 682, 085	1, 149, 987	42, 832, 072

第二表 繰越明許費補正

(追加)		(単位 千円)	
款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	4-4 えにわ応援商品券 2025 事業費	120,349
2 総務費	1 総務管理費	18 柏陽地区複合施設整備事業費	4,288
6 農林水産業費	1 農林費	8 農業水路等長寿命化・防災減災事業費	11,900
7 商工費	1 商工費	2 工業振興費	4,277
8 土木費	2 道路橋梁費	1-2 橋梁長寿命化事業費	246,184
8 土木費	2 道路橋梁費	2-4 南18ルルマップ川橋整備事業費	16,500

(変更)		(単位 千円)			
款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	4-8 非課税世帯等への食費等生活支援事業費	275,000	4-8 非課税世帯等への食費等生活支援事業費	310,400

第三表 債務負担行為 補正

(追加) (単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
令和7年度幹線排水路環境保全事業	令和7年度～8年度	40,000
令和7年度花の拠点整備事業	令和7年度～8年度	19,525
令和7年度地方道路等整備事業	令和7年度～8年度	25,000
令和7年度公園施設長寿命化改修事業	令和7年度～8年度	1,119
令和7年度街区公園再整備事業	令和7年度～8年度	550
令和7年度恵み野中央公園改修事業	令和7年度～8年度	10,806

第四表 地方債補正

(変更)

(単位 千円)

起債の目的	補正前の限度額	補正後の限度額
社会福祉施設整備事業債	17,100	17,500
農業水路等長寿命化事業債	4,100	8,300
道路橋梁整備事業債	384,900	489,700

令和 7年度恵庭市一般会計補正予算（第9号）説明書  
歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計	
			千円	千円
14. 分担金及び負担金	117,372	1,136	118,508	118,508
16. 国庫支出金	8,156,411	280,812	8,437,223	8,437,223
17. 道支支出金	3,071,050	112,015	3,183,065	3,183,065
19. 寄附金	1,409,583	616,113	2,025,696	2,025,696
20. 繰入金	3,678,529	30,511	3,709,040	3,709,040
23. 市債	3,284,300	109,400	3,393,700	3,393,700
歳入合計	41,682,085	1,149,987	42,832,072	42,832,072

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源		一般財源		
				国支出金	道支出金	地方債	その他	一般財源
2. 総務費	8,126,848	540,881	8,667,729	35,400	51,482	0	505,481	△51,482
3. 民生費	13,756,725	289,995	14,046,720	101,902	51,039	400	78,172	58,482
4. 衛生費	2,728,173	7,604	2,735,777	0	0	0	7,604	0
6. 農林水産業費	707,531	35,215	742,746	0	9,494	4,200	21,437	84
7. 商工費	895,919	4,277	900,196	2,138	0	0	0	2,139
8. 土木費	4,313,850	246,320	4,560,170	141,372	0	104,800	0	148
10. 教育費	3,366,985	8,754	3,375,739	0	0	0	8,555	199
14. 予備費	100,000	16,941	116,941	0	0	0	0	16,941
歳出合計	41,682,085	1,149,987	42,832,072	280,812	112,015	109,400	621,249	26,511

2. 歳入  
(款) 14 分担金及び負担金  
(項) 1 負担金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区	分	
1 民生費負担金	115,283	1,136	116,419	2 老人福祉負担金	1,136	現年度分老人福祉施設入所負担金 千円 1,136
計	117,372	1,136	118,508			

(款) 16 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区	分	
1 民生費負担金	4,956,620	100,605	5,057,225	1 児童福祉負担金	59,968	被用者(3歳未満)児童手当 非被用者(3歳未満)児童手当 被用者(3歳~高校生年代)児童手当 非被用者(3歳~高校生年代)児童手当 児童扶養手当 子どものための教育・保育給付費 千円 △3,780 2,080 7,685 5,763 2,968 45,252
計	4,956,620	100,605	5,057,225	3 障がい者福祉負担金	40,637	自立支援給付費 障害児施設給付費 千円 37,391 3,246

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区	分	
2 民生費国庫補助金	277,276	1,297	278,573	1 民生費補助金	1,297	生活保護適正実施推進事業費 子ども・子育て支援交付金 千円 556 741
4 土木費国庫補助金	962,024	141,372	1,103,396	1 土木費補助金	141,372	道路改良舗装事業費 千円 141,372
7 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	892,893	35,400	928,293	1 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	35,400	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金(推奨事業メニュー) 千円 35,400
8 商工費国庫補助金	0	2,138	2,138	1 商工費補助金	2,138	所有者不明土地等対策事業費補助金 千円 2,138

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
計	千円 3,175,915	千円 180,207	千円 3,356,122				千円

(款) 17 道支出金

(項) 1 道負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
1 民生費負担金	千円 1,885,412	千円 47,994	千円 1,933,406	1	児童福祉負担金	千円 27,676	千円 160
							非被用者(3歳未満)児童手当 被用者(3歳~高校生年代)児童手当 非被用者(3歳~高校生年代)児童手当 子どものための教育・保育給付費
				4	障がい者福祉負担金	千円 20,318	千円 25,595
計	千円 1,885,842	千円 47,994	千円 1,933,836				千円 18,695
							千円 1,623

(項) 2 道補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
2 民生費補助金	千円 301,658	千円 3,045	千円 304,703	1	社会福祉補助金	千円 3,045	千円 2,304
							重度身障者医療費 子ども・子育て支援交付金
4 農林水産業補助金	千円 460,725	千円 9,494	千円 470,219	1	農業費補助金	千円 9,494	千円 741
							基幹水利施設管理事業費(揚水機場) 農業水路等長寿命化・防災減災事業費
計	千円 979,468	千円 12,539	千円 992,007				千円 1,878
							千円 7,616

(項) 3 委託金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
1 総務費委託金	千円 203,986	千円 51,482	千円 255,468	6	衆議院議員選挙費委託金	千円 51,482	千円 51,482
							衆議院議員選挙費委託金
計	千円 205,740	千円 51,482	千円 257,222				

(款) 19 寄附金  
(項) 1 寄附金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 寄附金	千円 1,409,583	千円 616,113	千円 2,025,696	1 寄附金	千円 616,113	スポーツ振興基金寄附 子育て基金寄附 子どもの読書活動を支える寄附 社会福祉事業推進基金寄附 青少年・文化振興基金寄附 まちづくり推進基金寄附 高等学校等就学支援基金寄附 農業振興基金寄附
計	1,409,583	616,113	2,025,696			

(款) 20 繰入金  
(項) 1 繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 基金繰入金	千円 3,672,839	千円 30,511	千円 3,703,350	1 財政調整基金繰入金	千円 26,511	財政調整基金繰入金
				8 農業振興基金繰入金	4,000	農業振興基金繰入金
計	3,678,529	30,511	3,709,040			

(款) 23 市債  
(項) 1 市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生債	千円 593,100	千円 400	千円 593,500	1 民生債	千円 400	学童クラブ改修事業債
4 農林水産債	4,100	4,200	8,300	1 農林水産債	4,200	農業水路等長寿命化・防災減災事業債
6 土木債	771,700	104,800	876,500	1 土木債	104,800	橋梁長寿命化事業債
計	3,284,300	109,400	3,393,700			

3. 歳出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		明	
				特	定			一般財源	区分		金額
					支出金	地方債	債その他				
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
15 まちづくり推進基金	1,890,969	505,481	2,396,450			505,481	寄附金	24 積立金	505,481	1. まちづくり推進基金積立金 505,481	
17 諸費	1,302,037	35,400	1,337,437	35,400				11 役員費	200	4. 物価高騰対応重点支援事業費 役員費 200 手数料 200 委託料 4,000 負担金補助及び交付金 31,200	
計	3,193,006	540,881	3,733,887	35,400		505,481		18 負担金補助及び交付金	31,200	4-8. 非課税世帯等への食費等生活支援事業費 (35,400) 役員費 200 手数料 200 委託料 4,000 事務運用委託 31,200 負担金補助及び交付金 31,200 食費等生活支援給付金 31,200	

(項) 4 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		明	
				特	定			一般財源	区分		金額
					支出金	地方債	債その他				
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
4 衆議院議員選挙費	0	0	0	51,482					△51,482	1. 衆議院議員選挙費	
計	0	0	0	51,482					△51,482		

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源			区 分	金 額 千円	
					国 道 支 出 金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円			
1 社会福祉 総務費	253,797	9,926	263,723			9,926	24 積立金	9,926	9. 社会福祉事業推進基金積立金 積立金 千円 (9,926)	
2 老人福祉費	1,100,342	2,130	1,102,472			994	12 委託料	2,130	2. 老人福祉施設入所措置事業費 委託料 2,130	
3 障がい者 福祉費	3,507,911	87,343	3,595,254	63,259		24,084	19 扶助費	87,343	4. 自立支援給付費 扶助費 (81,277)	
				40,637					4-1. 障がい者給付費 扶助費 (74,784)	
				22,622					居宅介護費 74,784	
									重度訪問介護費 △3,789	
									行動援護費 △28,284	
									同行援護費 △1,000	
									療養介護費 △2,158	
									生活介護費 1,174	
									短期入所費 12,305	
									施設入所支援費 △8,918	
									共同生活援助費 △376	
									宿泊型自立訓練費 39,547	
									自立訓練費(機能訓練) 1,219	
									自立訓練費(生活訓練) △997	
									就労移行支援費 2,456	
									就労継続支援費A型 5,915	
									就労継続支援費B型 24,757	
									計画相談支援費 33,091	
									地域移行支援費 1,174	
									地域定着支援費 60	
									高額障害福祉サービス費 △291	
									高額障害福祉サービス(基準該当)費 409	
									自立生活援助費 209	
									△188	

(款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明		
				特出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額			
											国道	道
											千円	千円
3障がい者福祉費	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	就労定着支援費 △829 就労選択支援費 △702 4-2. 障がい児給付費 (6,493) 扶助費 6,493 障がい児相談支援費 2,334 児童発達支援費 16,346 放課後等デイサービス費 △11,756 保育所等訪問支援費 △455 高額障害児通所給付費 34 居宅訪問型児童発達支援給付費 △10 10. 重度心身障害者医療費助成事業費 (6,066) 扶助費 6,066 重度心身障害者医療費扶助 6,066 1. 介護保険特別会計繰出金 (1,113) 繰出金 1,113			
7介護保険特別会計繰出金	900,637	1,113	901,750				1,113	27繰出金	1,113			
計	5,762,687	100,512	5,863,199	63,259		11,062	26,191					

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明		
				特出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額			
											国道	道
											千円	千円
1児童福祉総務費	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	2. 家庭児童相談事業費 (100) 負担金補助及び交付金 100 地域子ども・子育て支援事業補助金 100 3. 児童手当等支給費 (24,813) 扶助費 24,813 児童手当 15,910 児童扶養手当 8,903		
	1,630,643	24,913	1,655,556	16,863			8,050	18負担金補助及び交付金	100			
				14,749				19扶助費	24,813			
				2,114								

4 子育て支援 推進費	3,663,208	164,014	3,827,222	72,263	400	67,110	24,241	10 需用費	25	150
				45,960		寄附金		14 工事請負費	374	150
				26,303				18 負担金補助 及び交付金	96,505	(1,050)
								24 積立金	67,110	1,050
										(25)
										25
										25
										94,405
										94,405
										90,840
									3,565	
									(825)	
									25	
									25	
									800	
									250	
									550	
									(75)	
									75	
									75	
									(374)	
									374	
									(67,110)	
									67,110	
計	5,293,851	188,927	5,482,778	89,126	400	67,110	32,291			

(項) 3 生活保護費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳				節		説明	明	
				特 定 財 源	地 方 債	所 の 他	一 般 財 源	区 分	金 額			
												国 道 支 出 金
1 生活保護 総務費	25,316	556	25,872	556				3 職員手当等	226	226	(556)	
								12 委託料	330	330	226	
計	25,316	556	25,872	556							330	

(款) 4 衛生費

(項) 2 保健体育費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳				節		説明	明	
				特 定 財 源	地 方 債	所 の 他	一 般 財 源	区 分	金 額			
												国 道 支 出 金
1 運 ス ポ ー ツ 振 興 費	69,771	7,604	77,375			7,604		24 積立金	7,604	(7,604)	7,604	
計	69,771	7,604	77,375			7,604					7,604	

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農林費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳				節		説明	明	
				特 定 財 源	地 方 債	所 の 他	一 般 財 源	区 分	金 額			
												国 道 支 出 金
3 農業振興費	429,841	21,437	451,278			21,437		18 負担金補助 及び交付金	4,000	(4,000)	4,000	
								24 積立金	17,437	4,000	4,000	
											17,437	
5 土地改良費	215,883	13,778	229,661	9,494	4,200		84	10 需用費	4	(1,878)	17,437	
											4	

									14 工事請負費	11,900	光熱水費	4
									18 負担金補助 及び交付金	1,874	負担金補助及び交付金 省エネルギー化推進事業交付金	1,874
											8. 農業水路等長寿命化・防災減災事業費 工事請負費	(11,900)
計	645,724	35,215	680,939	9,494	4,200	21,437	84					11,900

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節	区	分	金額	説明
				特定財源								
				国	道	地方	債その他					
2 商工 振興費	千円 622,007	千円 4,277	千円 626,284	千円 2,138			千円 2,139	11 役務費		千円 152	2. 工業振興費 役務費	千円 (4,277)
								12 委託料		千円 4,125	通信運搬費 委託料	152
計	622,007	4,277	626,284	2,138			2,139				所有者不明土地調査委託	4,125

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋梁費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節	区	分	金額	説明
				特定財源								
				国	道	地方	債その他					
2 道路橋梁 新設改良費	千円 589,234	千円 246,184	千円 835,418	千円 141,372	千円 104,800		千円 12	1 報酬		千円 695	1. 道路改良舗装補助事業費 報酬	千円 (246,184)
								2 給料		千円 1,173	給料	695
								4 共済費		千円 397	共済費	1,173
								8 旅費		千円 8	旅費	397
								8 費用弁償		千円 8	費用弁償	8
								8 需用費		千円 443	需用費	443
										千円 290	消耗品費	290

(款) 8 土木費 (項) 2 道路橋梁費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節	金額	説明
				補正額の財源内訳						
				特出金	地方債	その他	一般財源			
2 道路橋梁 新設改良費	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	燃料費 153 役務費 48 自動車損害保険料 48 使用料及び賃借料 1,800 工事請負費 241,620	
計	589,234	246,184	835,418	141,372	104,800		12		1-2. 橋梁長寿命化事業費 (246,184) 報酬 695 給料 1,173 共済費 397 旅費 8 費用弁償 8 需用費 443 消耗品費 290 燃料費 153 役務費 48 自動車損害保険料 48 使用料及び賃借料 1,800 工事請負費 241,620	

(項) 4 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節	金額	説明
				補正額の財源内訳						
				特出金	地方債	その他	一般財源			
2 土地区画 整理事業費	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	1. 土地区画整理事業特別会計繰出金 (136)	
計	85,482	136	85,618				136		繰出金 136	

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳				節		説明
				特 定 財 源				区 分	金 額 千円	
				国 道 支 出 金 千円	地 方 債 千円	所 属 財 源 千円	其 他 千円			
1 教 育 委 員 会 費	137,509	3,585	141,094			3,585		24	3,585	9. 高等学校等就学支援基金積立金
計	137,509	3,585	141,094			3,585				積立金 3,585

(項) 2 小学校費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳				節		説明
				特 定 財 源				区 分	金 額 千円	
				国 道 支 出 金 千円	地 方 債 千円	所 属 財 源 千円	其 他 千円			
1 学 校 管 理 費	380,911	268	381,179				134	10	268	2. 学校図書館費 需用費
計	380,911	268	381,179				134			消耗品費 268

(項) 3 中学校費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳				節		説明
				特 定 財 源				区 分	金 額 千円	
				国 道 支 出 金 千円	地 方 債 千円	所 属 財 源 千円	其 他 千円			
1 学 校 管 理 費	294,080	130	294,210				65	10	130	2. 学校図書館費 需用費
計	294,080	130	294,210				65			消耗品費 130

## (項) 4 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明	
				特定財源		一般財源			区分	金額		
				国道支出金	地方債	その他	一般財源					
2 青少年女性等教育費	千円 33,004	千円 4,771	千円 37,775	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	8. 青少年・文化振興基金積立金 積立金	千円 (4,771) 4,771
計	33,004	4,771	37,775			4,771						

## (款) 14 予備費

## (項) 1 予備費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明	
				特定財源		一般財源			区分	金額		
				国道支出金	地方債	その他	一般財源					
1 予備費	千円 100,000	千円 16,941	千円 116,941	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円
計	100,000	16,941	116,941				16,941					

説明資料  
(一般会計)

(千円)

款	項	目	経	費	名	補正額	財源の内訳			説	明
							国庫支出金	地方債	その他		
2	1	15	1	1	1	505,481	505,481				えにわ・花子さん愛情寄附積立 14,080件 ふるさと納税事業経費積立 22,556件
2	1	17	4-8	1	1	35,400	35,400				非課税世帯等に対する食費等生活支援給付金の対象者拡大による増額
2	4	4	1	1	0	51,482				△ 51,482	衆議院議員選挙の実施に伴う財源変更
3	1	1	9	1	9,926						えにわ・花子さん愛情寄附積立 733件
3	1	2	2	1	2,130			1,136	994		措置入所者の増による増額
3	1	3	4-1	1	74,784	18,695					自立支援給付費のうち障がい者給付費の増額
3	1	3	4-2	1	6,493	1,623					自立支援給付費のうち障がい児給付費の増額
3	1	3	10	1	6,066	2,304					重度心身障害者医療費助成の増額
3	1	7	1	1	1,113						介護保険法改正に伴うシステムの改修による繰出金の増額
3	2	1	2	1	100	33	33				子育て支援事業者に対する物価高騰支援の実施による増額
3	2	1	3	1	24,813	14,716	2,081				児童手当及び児童扶養手当の増額
3	2	4	1	1	150	50	50				子育て支援センターに対する物価高騰支援の実施による増額
3	2	4	2	1	1,050	350	350				学童クラブに対する物価高騰支援の実施による増額
3	2	4	7	1	25	8	8				ファミリーサポートセンターに対する物価高騰支援の実施による増額
3	2	4	11-1	1	94,405	45,252	25,595				公定価格の引き上げに伴う教育・保育給付費の増額

款	項	目	経	費	名	補正額	補正額の財源内訳			説	明	
							国庫支出金	道支出金	地方債			その他
3	民生費	児童福祉費	4	子育て支援推進費	12	特別支援・特別保育事業費	275	275		275	公立園及び民間園に対する物価高騰支援の実施による増額	
3	民生費	児童福祉費	4	子育て支援推進費	17	乳児等通園支援事業費	25	25		25	民間園に対する物価高騰支援の実施による増額	
3	民生費	児童福祉費	4	子育て支援推進費	18	学童クラブ改修事業費		400		△ 26	追加工事が必要になったことによる事業費の増額	
3	民生費	児童福祉費	4	子育て支援推進費	19	子育て基金積立金					えにわ・花子さん愛情寄附積立 5,236件	
3	民生費	生活保護費	1	生活保護総務費	2	生活保護適正実施推進事業費	556				生活扶助基準改定に関する最高裁判決への対応に伴う事務費の増額	
4	衛生費	保健体育費	1	運動スポーツ振興費	5	スポーツ振興基金積立金				7,604	えにわ・花子さん愛情寄附積立 529件	
6	農林水産業費	農林費	3	農業振興費	4	農業振興対策事業費				4,000	スマート農業推進事業の対象者増による増額	
6	農林水産業費	農林費	3	農業振興費	6	農業振興基金積立金				17,437	えにわ・花子さん愛情寄附積立 1,419件	
6	農林水産業費	農林費	5	土地改良費	6	国営造成施設(揚水機場)管理費				1,878	揚水機場省エネルギー化推進に係る交付金の増額	
6	農林水産業費	農林費	5	土地改良費	8	農業水路等長寿命化・防災減災事業費				4,200	84 国庫補助の追加採択による事業促進に伴う増額	
7	商工費	商工費	2	工業振興費	2	業振興費	2,138				2,139 新工業団地の整備に向けた所有不明の土地に係る調査の実施による増額	
8	土木費	道路橋梁費	2	道路橋梁新設改良費	1-2	橋梁長寿命化事業費	141,372			104,800	12 国庫補助の追加採択による事業促進に伴う増額	
8	土木費	都市計画費	2	土地区画整理事業費	1	土地区画整理事業特別会計繰出金					136 土地区画整理事業特別会計の公債費増による繰出金の増額	
10	教育費	教育総務費	1	教育委員会費	9	高等学校等就学支援基金積立金					3,585	えにわ・花子さん愛情寄附積立 254件
10	教育費	小学校費	1	学校管理費	2	学校図書館費					134	子どもの読書活動を支える寄附制度による小学校図書館の購入 6件
10	教育費	中学校費	1	学校管理費	2	学校図書館費					65	子どもの読書活動を支える寄附制度による中学校図書館の購入 3件

款	項	目	経	費	名	補正額	補正額の財源内訳				説	明	
							国庫支出金	道支出金	地方債	その他			一般財源
10	4	2	8		青少年女性等教育費	4,771			4,771				
					青少年・文化振興基金積立金								えいわ・花子さん愛情寄附積立 309件
14	1	1	1		予備費	16,941				16,941			衆議院議員選挙費へ充用した予備費分の増額
					計	1,149,987	112,015	109,400	621,249	26,511			一般財源の内訳 財政調整基金 26,511千円
					合	280,812							

議案第12号

令和7年度恵庭市介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和7年度恵庭市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,225千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,487,903千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月19日提出

恵庭市長 原 田 裕

第一表 歳入歳出予算補正  
歳入

款		項	補正前の額	補正額	計
2. 国庫支出金	金		1,225,311	1,112	1,226,423
		2. 国庫補助金	358,341	1,112	359,453
6. 繰入	金		998,924	1,113	1,000,037
		1. 一般会計繰入金	900,637	1,113	901,750
歳入		合計	5,485,678	2,225	5,487,903

款		項	補正前の額	補正額	計
1. 総務	費		180,698	2,225	182,923
		2. 賦課徴収費	20,600	2,225	22,825
歳出		合計	5,485,678	2,225	5,487,903

令和 7年度恵庭市介護保険特別会計補正予算（第3号）説明書  
歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
2. 国庫支出金	千円 1,225,311	千円 1,112	千円 1,226,423
6. 繰入金	998,924	1,113	1,000,037
歳入合計	5,485,678	2,225	5,487,903

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳													
				特定財源													
				国	道	支	出	金	地	方	債	そ	の	他	一	般	財
1. 総歳	千円 180,698	千円 2,225	千円 182,923	千円 1,112	千円 0	千円 1,113											
歳	5,485,678	2,225	5,487,903	1,112	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,113
歳																	
出																	
合計																	

2. 歳入

(款) 2 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
6 介護保険事業費補助金	千円 0	千円 1,112	千円 1,112	1 現年度	千円 1,112	介護保険事業費補助金	千円 1,112
計	358,341	1,112	359,453				

(款) 6 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
5 その他一般会計繰入金	千円 181,326	千円 1,113	千円 182,439	1 事務費繰入金	千円 1,113	事務費繰入金	千円 1,113
計	900,637	1,113	901,750				

3. 歳出

(款) 1 総務費

(項) 2 賦課徴収費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳					節		説 明	
				特 定 財 源					一 般 財 源	区 分		金 額 千円
				国 道 支 出 金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	国	国				
1 賦課徴収費	20,600	2,225	22,825	1,112				1,113	12 委 託 料	2,225	1. 賦課徴収費 委託料 介護保険法改正対応システム改修委託	(2,225) 2,225
計	20,600	2,225	22,825	1,112				1,113				



議案第13号

令和7年度恵庭市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度恵庭市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ136千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86,589千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月19日提出

恵庭市長 原 田 裕

第一表 歳入歳出予算補正

千円

歳入	款	入	項	補正前の額	補正額	計
1. 繰	入	金		85,482	136	85,618
			入	85,482	136	85,618
	歳	入	計	86,453	136	86,589

歳出	款	債	項	補正前の額	補正額	計
2. 公	債	費		85,472	136	85,608
			債	85,472	136	85,608
	歳	出	計	86,453	136	86,589

千円

令和 7 年度恵庭市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
1. 繰入金	千円 85,482	千円 136	千円 85,618
歳入合計	86,453	136	86,589

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳								
				特定財源		一般財源						
				国	道	支	出	金	地	方	債	そ
2. 公債費	千円 85,472	千円 136	千円 85,608	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 136
歳出合計	86,453	136	86,589	0	0	0	0	0	0	0	0	136

2. 歳入  
 (款) 1 繰入金  
 (項) 1 繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰入金	千円 85,482	千円 136	千円 85,618	1 一般会計繰入金	千円 136	一般会計繰入金 (経常)
計	85,482	136	85,618			

3. 歳出  
(款) 2 公債費

(項) 1 公債費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳					節		説 明
				特 定 財 源		其 他 千円	一 般 財 源 千円	区 分	金 額 千円		
				国 道 支 出 金 千円	地 方 債 千円						
1元利償還金	85,472	136	85,608				136	22 償還金利子 及び割引料	136	1. 長期債元利償還金 償還金利子及び割引料	千円 (136) 136
計	85,472	136	85,608				136				

説明資料  
(土地区画整理事業特別会計)

款	項	目	経	費	名	補	補正額の財源内訳			説	明
							国庫支出金	地方債	その他		
2	1	1	1	1	1	136			136	借入利率上昇に伴う償還金利子の増額	
					合計	136	0	0	136	一般財源の内訳 一般会計繰入金 136千円	

(千円)

議案第14号

令和7年度恵庭市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和7年度恵庭市水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
令和7年度水道施設整備事業 (配水管路更新)	令和7年度～令和8年度	164,992 千円

令和8年2月19日提出

恵庭市長 原 田 裕

## 債務負担行為に関する調書

(単位:千円・年度)

事 項	限 度 額	令和6年度未までの 支出(見込)額		令和7年度以降の 支出予定額		左の財源内訳	
		期 間	金 額	期 間	金 額	企業債	損益勘定 留保資金
令和7年度水道施設整備事業 (配水管路更新)	164,992	-	-	R7~R8	164,992	80,000	84,992